PR

もっと便利に始まります。マイナンバー制度

熊本市からのお知らせ

今年10月から、マイナンバー制度がスタートします。ここでは、マイナンバー制度とはどんな仕組みなのか、マイナンバーによって暮らしはどう変わるのか、などについて分かりやすくまとめてみました。皆さんにとって身近で大切な制度です。始まる前にしっかり理解しておきましょう。

行政サービスの利便性が向上

来年1月から利用開始

今年10月から、マイナンバー制度が始まります。マイナンバーとは、日本国内の全住民に通知される、一人一人異なる12桁の番号です。国の行政機関や地方公共団体などにおいて、「社会保障」「税」「災害対策」の分野で利用されます。利用開始は、平成28年1月からです。

この制度は「公平・公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」を目的に発足しました。マイナンバーは、各行政機関などが管理する個人情報が同じ人の情報であることを、正確に、かつスピーディーに確認するための基盤になるものです。スムーズな情報連携によって、さまざまなメリットがもたらされます。例えば、年金や福祉などの申請時に添付書類が減ったり、自分の行政サービスの受給状況が把握しやすくなったり、災害時に迅速な支援が期待できたり…。さらに、将来的にもいろんな利用方法が検討されています。

また、法人には1法人に1つ、13桁の法人番号が指定されます。民間業者もマイナンバーを取り扱いますので、従業員の方は、税や社会保障の手続きでマイナンバーの提出が求められます。

マイナンバーは、個人が特定されないよう住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。マイナンバーは生涯にわたって使うものです。住所変更や婚姻でも基本的に変わりませんので、大切に扱いましょう。

制度の目的

①公平・公正な社会の実現

マイナンバーを活用することで、所得やさまざまな行政サービスの受給状況が把握しやすくなります。不当な負担免除や、不正受給の防止に役立つほか、本当に困っている人へのきめ細やかな支援ができます。

②国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に用意する添付書類が減ると同時に、行政手続きも簡素化されます。行政機関にある自分の情報を確認したり、さまざまな行政サービスの知らせを受け取ったりすることがスムーズにできます。

③行政の効率化

行政事務が簡素化され、国民の行政ニーズにこれまで以上に対応できるようになります。例えば、防災・災害対策に関する事務などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。

マイナンバーはどんな時に利用するの？

社会保障関係の手続き

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護

など

税務関係の手続き

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載

など

災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務

など

マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。また、企業に勤めている人は、事業主にマイナンバーを提示し、税や社会保障の手続きを行います。

熊本市民のあなたにもマイナンバーが通知されます。

平成27年10月から

平成27年10月以降に、あなたのマイナンバーが送付されます。きちんと手続きをしてマイナンバーを確実に受け取り、有効に活用しましょう。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

始まります。マイナンバー制度

市民の暮らし

個人番号カード　速やかに申請を

世帯ごとに書類を送付

今年10月以降、原則として住民票の世帯ごとにマイナンバーの「通知カード」が送付されます。書類が届いたら中身を確認し、下記の通り手続きを行って、「個人番号カード」を申請しましょう。

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、さまざまな本人確認の場面で利用できるカードです。申請すると、平成28年1月以降に交付されます。カードの受け取り窓口は、熊本市の場合、中央区役所1階マイナンバーセンター、東区・西区・南区・北区区役所の区民課です。なお個人番号カードの取得は初回無料。

マイナンバーを記載した書類の提出には、番号が正しいことを確認するための書類の提出が求められます。しかし、マイナンバーの「通知カード」だけでは法律上義務付けられている本人確認が完了せず、運転免許証などと併せた本人確認が必要。マイナンバーが記載された個人番号カードには顔写真があるので、これ1枚で本人確認ができます。

その他さまざまなサービスが利用できますので、ぜひ個人番号カードを取得しましょう。

マイナンバー制度に関するよくある質問

Q 現在、住民票のある住所に住んでいませんが、登録住所以外の場所でマイナンバーの通知は受け取れますか?

A 住民票登録住所以外では受け取れません。住民票異動の手続きをしていただく必要があります

Q マイナンバーの削除や変更はできますか?

A マイナンバーの削除はできませんが、不正に用いられる恐れがあると認められる場合に限り、変更することができます

Q 小さな子どもは、個人番号カードを作る必要はありますか?

A 子どもの個人番号カードは、任意で発行できます。子ども自身がカードを使用する機会はほとんどありませんが、今後使用する可能性は出てきます

個人番号カード

【表面】 氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真

【裏面】 マイナンバーなどが記載、ICチップ搭載

1 住所確認
原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとに送付されます。住民票の住所と異なる所にお住まいの場合は、受け取れないことがありますので、ご注意ください

▼

2 書類の中身を確認
マイナンバーは簡易書類で届きます。以下の3つが入っているか確認しましょう
①マイナンバーの「通知カード」　②「個人番号カード」の申請書と返信用封筒　③説明書
※通知カードは大切に保管してください

▼

3 個人番号カードを申請
個人番号カードを申請しましょう。申請方法は2通りです
①郵送で申請　個人番号カードの申請書に本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ
②オンラインで申請　スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

▼

4 個人番号カードを受け取る
平成28年1月以降、本人が市の窓口で受け取ります
発行手数料は初回無料。受け取り時には以下の3つが必要です
①大切に保管していた「通知カード」　②個人番号の準備ができたことを知らせる「交付通知書」
③運転免許証など本人確認書類
※受け取る際、オンライン利用時の本人確認などに使う「パスワード設定」が必要です

熊本市 個人番号カード受け取り窓口
●中央区役所1階マイナンバーセンター
●東区・西区・南区・北区区役所 区民課
※熊本市以外の方は、お住まいの市町村にお尋ねください

平成28年3月スタート予定　熊本市
コンビニで住民票など取得可能

個人番号カードで、今後さまざまなサービスが利用可能。平成28年3月からコンビニエンスストアのマルチコピー機で、住民票などの証明書が取得できるようになります。

利用できるコンビニ（全国）
●セブンイレブン　●ローソン
●ファミリーマート
●サークルKサンクス
※利用時間：6時30分～23時（年末年始除く）

取り扱う証明書
●住民票の写し　●所得・課税証明
●印鑑登録証明　●戸籍謄本・抄本

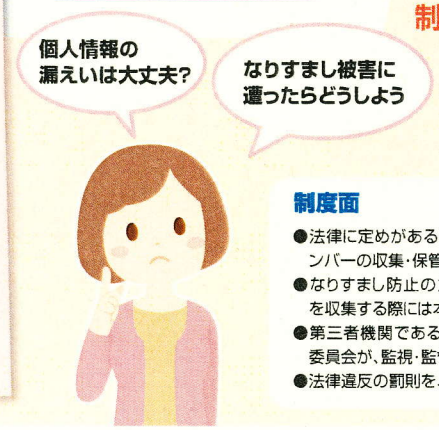

制度面・システム面、両面から安全性を確保

マイナンバー制度は、「安心・安全」を確保するため、制度面とシステム面の両面から個人情報保護の措置が講じられています。また、個人番号カードには所得や健康などプライバシー性の高い個人情報は記録されず、顔写真やパスワードも設定されているので、不正利用されるリスクは限定的です。

制度面
●法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管は禁止
●なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認を義務付け
●第三者機関である特定個人情報保護委員会が、監視・監督
●法律違反の罰則を、従来より強化

システム面
●個人情報は従来通り、分散して管理
●行政機関間の情報交換は、マイナンバー不使用
●システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化
●平成29年1月からマイナンバーを含む個人情報の照会・提供状況を自分で確認可能に

マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月以降
住民票の住所に通知
住民票を有する人（住民票がある外国人を含む）に、平成27年10月以降、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます
※現在、お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合は、受け取れない可能性があります

平成28年1月
マイナンバーの利用開始
税の手続きや年金・医療保険・雇用保険など社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カードの交付も始まります
※年金の手続きは平成29年1月から開始

平成29年1月
個人ごとのポータルサイト運用開始
マイナンバーを含む自分の情報がいつ、誰が、なぜ提供されたのかをポータルサイト（マイナポータル）で確認可能。行政機関からのお知らせも受け取れます

平成29年7月
地方公共団体との情報連携を開始
情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利に

熊本市のマイナンバー制度のお問い合わせ
熊本市マイナンバーコールセンター
☎096(370)7800　受付時間：8時30分～17時15分（平日）
FAX 096(370)3772　myno-cc@kmt.krnet.ne.jp
熊本市　マイナンバー　検索

法制度・国税・法人関係のお問い合わせ
内閣官房マイナンバーコールセンター
日本語窓口　☎0570(20)0178
外国語窓口　☎0570(20)0291
受付時間：9時30分～20時（平日）
9時30分～17時30分（土・日・祝日）
（年末年始を除く）

マイナンバーホームページ
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html
政府広報オンライン
http://www.gov-online.go.jp
マイナンバー公式twitter
https://twitter.com/MyNumber_PR